

令和2年度  
第3次補正予算

購入費用の**80%**  
を補助します！  
ただし上限があります

# 業務改善助成金のご案内

生産性向上のための設備投資等をして、労働者の時給を引き上げた事業主に設備投資等の費用の一部を助成します。

果松の人事

設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって業務が効率化する、などの投資が該当します。  
詳しくはこの資料の中をご覧ください



チェックしてみましょう

■ **中小企業**（企業単位）である

除雪機も対象に

■ 助成対象とする事業場（本店、支店、工場等）規模が100人以下

■ 事業場内の最も低い賃金が**時給793～823円**（R2.10.3～）  
※今後、岩手県の地域別最低賃金が改定された場合は、対象となる時給が変更となります。

■ この労働者の**時給を20円以上引き上げ**たい

■ 賃金を引き上げるために生産性向上を図るような**設備投資**を考えている

**業務改善助成金**の活用をご検討ください！ 申請締切は 令和**3**年**3**月**31**日

お気軽にご相談ください

岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL019-604-3010

R3.1



詳しくは次のページへ

例えば  
このような使い方も

## 業務改善助成金の活用事例(除雪機)

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。

このリーフレットでは、実際に業務改善助成金を活用した事業場の事例を紹介します。

### 事例1:建設業

詳しくはHPをご覧ください!

 [業務改善助成金](#) 検索



#### 導入前の状況

事業場の駐車場の除雪に  
3時間を要していた。



#### 導入の効果

除雪作業が30分に短縮した。  
体力の消耗を軽減でき、本  
来業務に取りかけられる時間  
が早くなった。

### 事例2:農業

#### 導入前の状況

ビニールハウスの倒壊を  
防ぐための除雪や、収穫  
前の除雪を手作業で行っ  
ており、多大な時間を費  
やしていた。



#### 導入の効果

大型除雪機の導入により、  
作業に必要となる人員・時  
間が大幅に削減され、労働  
能率の増進・業務改善の効  
果が得られた。



### 事例3:介護事業

#### 導入前の状況

駐車場等の除雪作業に  
時間を要しており、  
身体的負担が大きかった。



#### 導入の効果

除雪機の導入により、除雪  
作業の身体的負担の軽減が  
図られた。また、作業の大  
幅な短縮ができ、本来の介  
護業務に専念できた。

# 「業務改善助成金」のご案内

～ニーズに応えた低額のコースを新設～

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



## 概要

※令和3年2月1日より申請受付開始

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（岩手県の場合793～823円） ・事業場規模100人以下	(※2) 【事業場内最低賃金900円未満】(※1) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内（岩手県の場合793～823円） ・事業場規模100人以下	(※2) 【事業場内最低賃金900円未満】(※1) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年1月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

交付申請前の  
賃上げはNG

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施

交付決定前の  
賃上げはNG

労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「岩手働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。

TEL 0120-664-643



## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、岩手労働局雇用環境・均等室です。

TEL 019-604-3010

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## 予定

### 【参考：令和3年度の業務改善助成金について(予定)】

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円		
	2~3人	30万円		
	4~6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場	【事業場内最低賃金900円未満】
	2~3人	50万円		
	4~6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円	・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 (岩手県の場合793~823円)	生産性要件を満たした場合は9/10
	2~3人	90万円		
	4~6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円	・事業場規模100人以下	
	2~3人	150万円		
	4~6人	270万円		
	7人以上	450万円		

(※) 上記コースは、令和3年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますので、ご注意ください。